

喜多方市文化財保存活用地域計画（案）

概要版



喜多方市

1. 喜多方市文化財保存活用地域計画とは

「喜多方市文化財保存活用地域計画」（以下「本計画」という。）とは、喜多方市（以下、「本市」という。）の文化財の保存と活用を総合的に実施するため、文化財保護法に基づいて作成する基本計画及び行動計画です。作成にあたっては、「喜多方市総合計画」及び「喜多方市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、本計画と同時期に策定している「喜多方市文化芸術推進基本計画」と整合を図ることをしました。

2. 計画対象・計画期間

本市には、熊野神社長床や旧甲斐家蔵住宅、小田付伝統的建造物群保存地区等の歴史的建造物や、喜多方ラーメンや山都そば等の食文化、醸造業や漆器業等の伝統産業、竹細工等の伝統工芸といった地域特有の自然環境と歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで継承されてきたものが、数多く存在します。

本計画では、指定・未指定に関わらず、文化財保護法が定義する文化財に相当する、本市の魅力を市内外に発信するための資源としての可能性を有するものを「歴史文化資源」と定義付けて計画対象とします。

計画期間は、令和5年度(2023)～令和9年度(2027)の5年間であり、この期間を第1期とします。



旧甲斐家蔵住宅



喜多方ラーメン



雄国根曲竹細工

3. 喜多方市にある歴史文化資源

●指定等文化財

文化財保護法、福島県文化財保護条例及び喜多方市文化財保護条例による指定等文化財は、201件あります。その内訳は国指定・選定11件、県指定38件、市指定100件であり、約半数が社寺関係の建造物や美術工芸品です。国登録は52件あり、蔵のまちを象徴する土蔵造りの建造物が大半を占めます。

●未指定文化財

法令による指定等はされていませんが、文化財保護法に文化財の定義として示された「歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要な文化的所産」であるものは、令和4年12月時点で1,451件が把握されています。これは市町村史や報告書等から分かるもののみで、市内全ての未指定文化財を網羅した件数ではないため、今後、本計画で把握調査を進めていきます。

4. 喜多方市の歴史文化の特徴とは

歴史文化とは、地域固有の風土の下、先人によって生み出され、現代まで伝えられてきた知恵や経験、環境等を総合的に把握したものです。歴史文化の特徴を見出すことで、歴史文化資源の保存・活用の方向性を検討することができます。本市の歴史文化の特徴は、以下の3つで考えられます。

①地理的な視点として「会津盆地“キタカタ”の出入口」

市内南端で合流する阿賀川と只見川等の河川は、古くから文化流通の主要な役割を持ち、関東・東北・北陸等から様々な人材や産物を流入、流出させてきました。（主な歴史文化資源…街道、遺跡、郷土食、舟運関係資料 等）



阿賀川

②人々の営みの視点として「商いのまち“喜多方”」

近世には小荒井と小田付に市が立てられ、^{きたかた}北方を代表する在郷町として栄えました。醸造業や漆器業を中心に商業が発展し、様々な用途の土蔵が建ち並ぶ町並みが形成されていきました。（主な歴史文化資源…蔵、伝統産業等）



小田付地区

③文化的な視点として「会津“^{きたかた}北方”の信仰とくらし」

中世以降、本市は会津地方の宗教文化の中心地の一つとなりました。また、平野部と山地といった異なる自然環境にそれぞれの生活習慣、生業、伝統行事、衣食住等が形成されていきました。（主な歴史文化資源…寺社、伝統行事、動植物 等）



木造阿弥陀如来及両脇侍坐像
(願成寺)

5. 本計画が目指す将来像

本計画の将来像は、「地域の特色ある歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、一つにつながるまち喜多方」です。これを目指して、「まもり」、「いかす」、「つながる」という視点から課題を抽出し、方針と措置（具体的な事業）を設定し、本市の歴史文化資源の保存・活用を進めていきます。

将来像	視点	課題（例）	方針（例）	措置（例）
地域の特色ある歴史文化資源を みんなでまもり、いかし、 一つにつながるまち 喜多方	まもり	- 未指定文化財の把握と現状確認の不足 - 継承者の減少による歴史文化資源の変容、消滅 - 防災・防犯対策の不足	- 総合的な調査の継続的实施 - 支援事業の充実と整備 - 防災・防犯事業の整備	- 歴史文化資源の把握調査 - 保存団体等への補助の整備 - ハザードマップの作成
	いかす	- 歴史文化資源をいかした学校教育の機会の不足 - 歴史文化資源を巡る観光活用の不足	- 教育機関等との連携による学習機会の創出 - 歴史文化資源を巡る観光・周遊ルートの設定	- 市内教育機関との連携 - 周辺環境の整備 - 案内板、解説板等の更新 - 観光・周遊ルートの設定
	つながる	- 歴史文化資源の保存・活用の体制が未構築 - 人材の不足	- 歴史文化資源の保存・活用に関する体制の構築 - 専門人材の育成	- 保存・活用体制の構築 - 評価の仕組みづくり 「文化財サポーター」制度の創設

6. 文化財保存活用区域とは

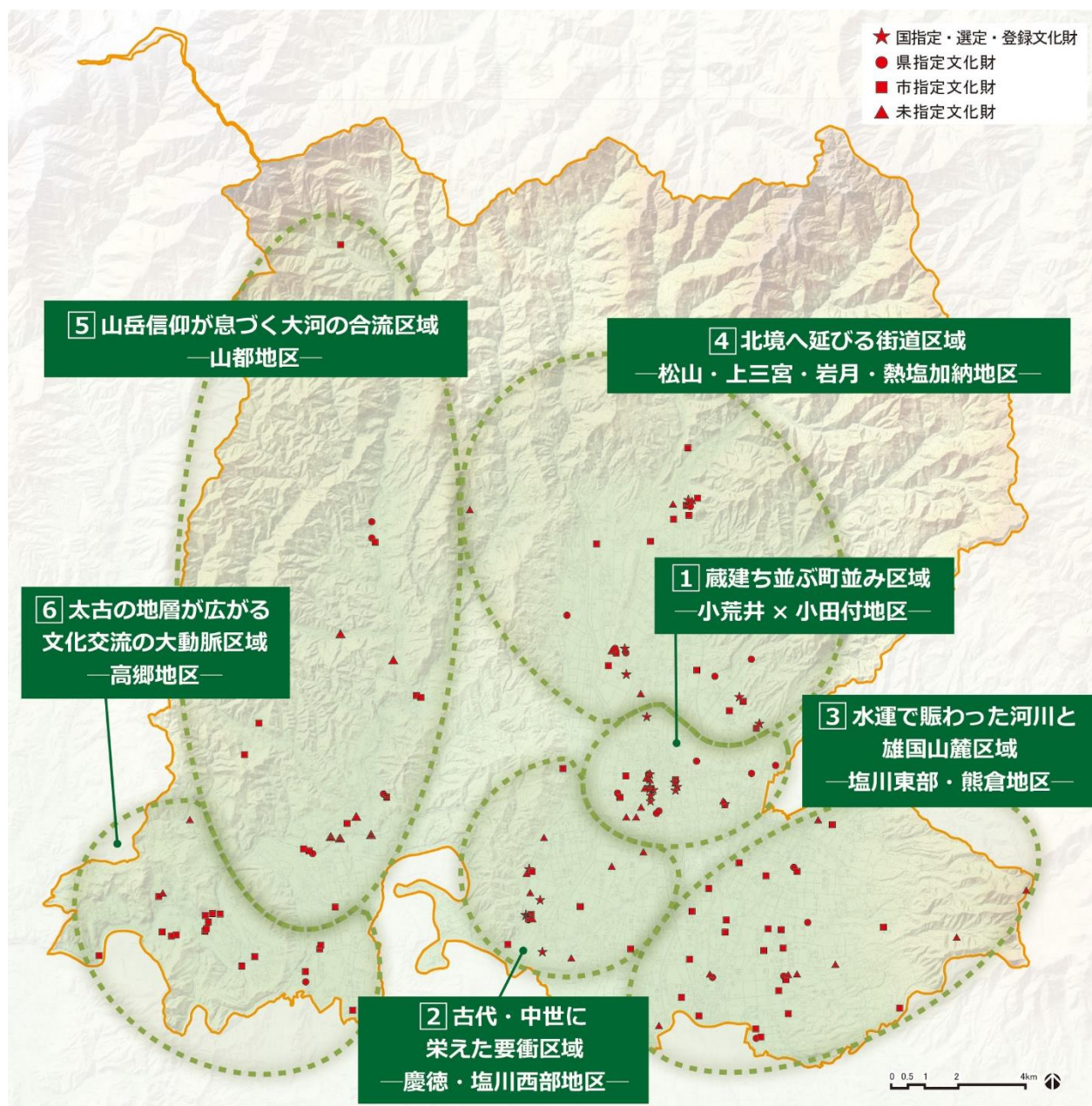
計画を効果的に進めるためには、最初から市内全域を対象として計画に取り組むことは難しいため、第1期では「文化財保存活用区域」という地域単位で措置に取り組み、その成果をモデルケースとして確立します。第2期以降では、このモデルケースを手本や参考事例として、他地域でも効果的に措置を進めていきます。

文化財保存活用区域は、歴史文化資源が集積しており（「まもる」視点）、保存・活用を推進するための観光施設等が所在し（「いかす」視点）、保存団体等によって既に盛んに取組が行われている（「つながる」視点）といった視点を考慮して、以下のように6区域を設定します。

【第1期】
文化財保存活用区域で
モデルケースの確立



【第2期以降】
市内全域で
モデルケースの適用



図：文化財保存活用区域

【各文化財保存活用区域における措置（具体的な事業）】

1 蔵建ち並ぶ町並み区域 ―小荒井×小田付地区―

保存・活用の措置

- ・会津の染型紙と関係資料のデジタルアーカイブ化
- ・小田付まちづくり協議会の所属組織間の連携
- ・市内歴史文化資源を紹介するガイドンス・収蔵施設の整備 等



小田付伝統的建造物群保存地区

2 古代・中世に栄えた要衝区域 ―慶徳・塩川西部地区―

保存・活用の措置

- ・慶徳稻荷神社お田植まつり保存会の継承者育成
- ・会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備
- ・新宮地区重要文化財保存会の体制構築



熊野神社長床

3 水運で賑わった河川と雄国山麓区域 ―塩川東部・熊倉地区―

保存・活用の措置

- ・竹屋観音寺や金川寺を結ぶ周遊ルート of 整備
- ・藤権現遺跡等の調査成果に関する情報発信
- ・市や文化財所有者等の連携 等



十九壇古墳群

4 北境へ延びる街道区域 ―松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区―

保存・活用の措置

- ・願成寺や示現寺の歴史文化資源の公開
- ・周遊ルートの設定 ・日中線記念館の整備
- ・市や文化財所有者等の連携 等



示現寺総門

5 山岳信仰が息づく大河の合流区域 ―山都地区―

保存・活用の措置

- ・歴史文化資源の把握調査
- ・山都そばの魅力発信
- ・飯豊山寄覧所館所蔵資料の公開活用 等



飯豊山

6 太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域 ―高郷地区―

保存・活用の措置

- ・歴史文化資源の把握調査
- ・化石の魅力を伝えるイベントの充実と情報発信
- ・カイギュウランドたかさとの施設整備

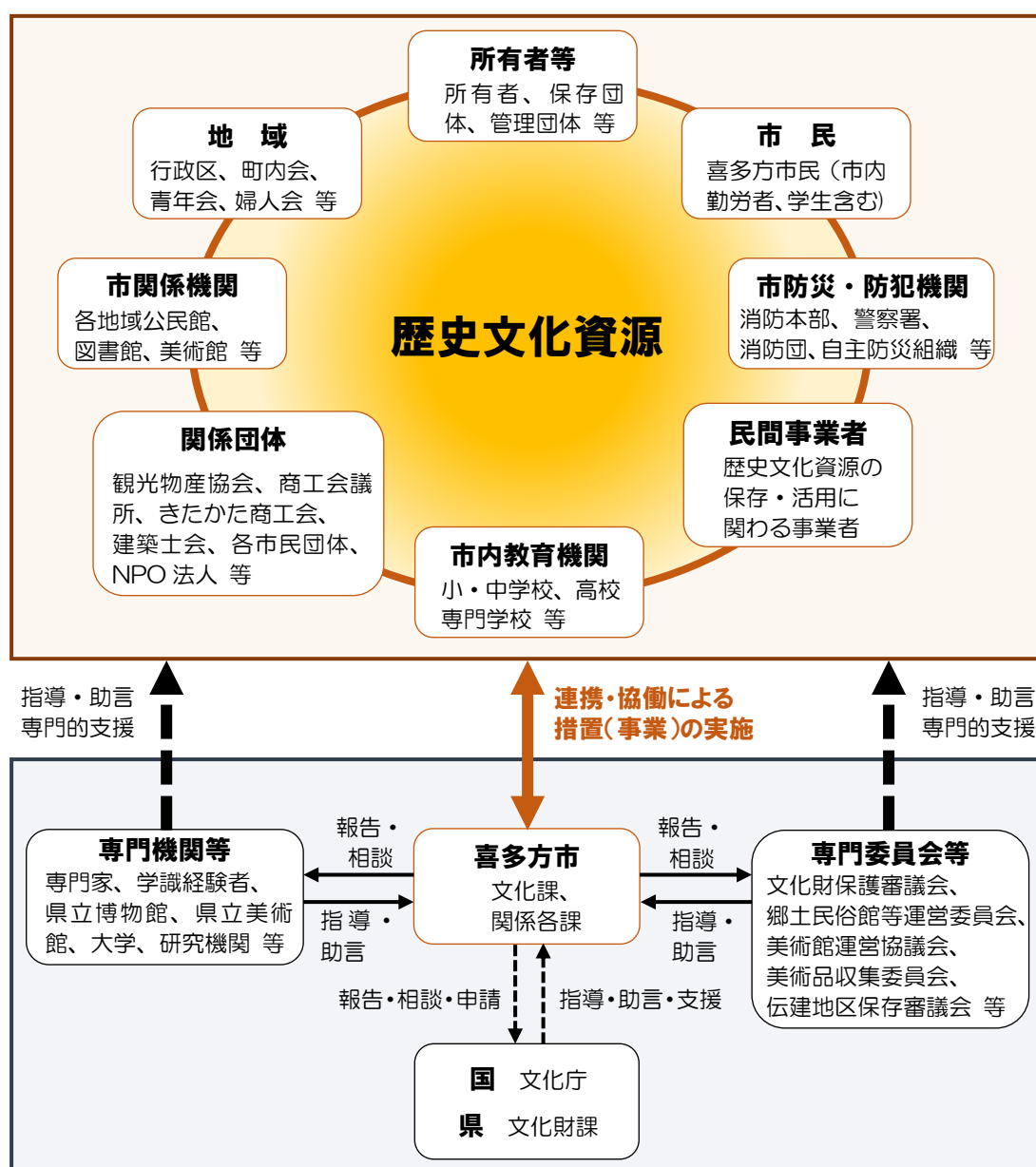


塩坪化石層

7. 本計画を推進していく体制

本計画は、所有者等、地域、市民、市関係機関、市防災・防犯機関、市内教育機関、専門機関等、専門委員会等、関係団体、民間事業者が行う取組に、市が連携・協働し、必要に応じて専門機関等や専門委員会等、県、国に報告・相談を行うことで推進していきます。

特に、防災・防犯は、所有者等をはじめとして、喜多方市（文化課、危機管理課等）、市防災・防犯機関（喜多方広域消防本部、喜多方警察署等）が中心となって推進し、地域や関係団体とも連携の上、必要に応じて専門機関等や専門委員会等、県、国に報告を行っていきます。



図：保存・活用の推進体制